

広域的保育所等利用事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算：402億円の内数)

事業内容

1 こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

2 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

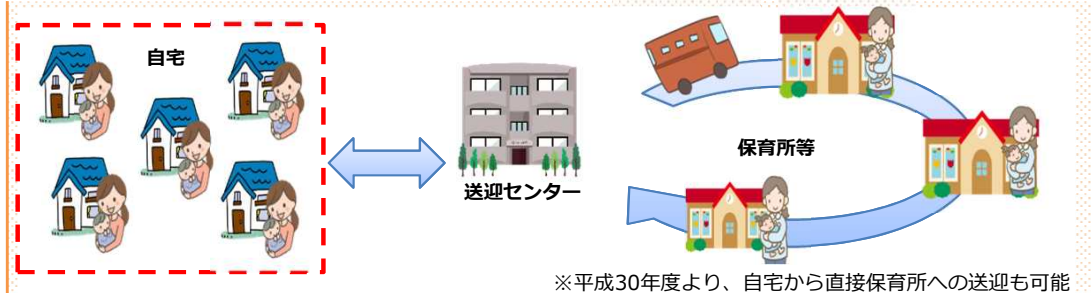
3 こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

実施主体

- 市区町村
 - 国：1／2、市区町村：1／2
 - ＜こども送迎センター等事業＞
H30：28自治体（33か所） R1：34自治体（41か所）
 - ＜代替屋外遊技場送迎事業送迎センター等事業＞
H30：1自治体（1か所） R1：2自治体（7か所）
- ※いずれもR1年度は交付決定ベース

事業イメージ



令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【補助基準額（案）】

- ・ 保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 事業費（損害賠償保険含む）
10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
- ・ バス購入費 15,000千円
- ・ バス借上費 7,500千円
- ・ 改修費 7,270千円

(別添 5)

広域的保育所等利用事業実施要綱

1 事業の目的

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の(1)～(10)の施設・事業(以下「保育所等」という。)の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所(公園、広場、神社境内等。以下同じ。)の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設
- (7) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設
- (8) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設
- (9) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号若しくは同項第3号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業(幼稚園型)若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。)
- (10) 特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は私学助成等により預かり保育を実施している施設

2 事業の内容

本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の(1)～(3)に掲げる経費について補助を行うものである。

ただし、保育士等の雇上げに係る経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、補助の対象としない。

- (1) こども送迎センター等事業

① こども送迎センター事業

保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

② 自宅等送迎事業

児童の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所から、各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(3) こども送迎センター設置改修事業

(1) の事業を実施するために既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

(1) こども送迎センター等事業

①こども送迎センター事業

ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。

イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共

同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。ただし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。

エ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりができる施設の設備及び職員の配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。

オ 送迎センターの開所時間は、午前 2 時間、午後 3 時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。

カ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条第 8 号の基準を満たすこと。

キ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

ク 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

ケ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

コ 保育所等の児童の送迎に支障のない限りにおいて、送迎センターから子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子育て支援事業（同項第 1 号、第 9 号、第 10 号（上記 1 の（9）又は（10）に該当する場合を除く。）又は第 12 号に規定する事業に限る。）を実施している施設への児童の送迎を行うことは差し支えないこと。

② 自宅等送迎事業

ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。

イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の

利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。

エ 送迎方法・経路及び待機場所の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

オ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

カ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。

② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

③ 保育所等ごとに、在籍する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。

④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童 1 人につき 3.3 m²以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員の配置等に関する基準を遵守すること。

あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等の在園児が日常的に使用できる距離とし、移動に当たって安全が確保されていること。

⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有する必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であ

れば足りること。

- ⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑦ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

5 留意事項

本事業の実施に当たっては、複数児童の利用見込みがあるなど、地域のニーズを適切に把握した上で実施すること。

また、保育所等のうち、上記 1 の（6）～（10）の施設・事業において、単独の施設等の利用により本事業を実施する場合については、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。

ただし、この場合であっても、上記 1 の（10）の施設については、単独の施設等の利用により本事業を実施することはできず、上記 1 の（1）～（9）の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。